11 災害に備えて

(1) 災害時要援護者避難支援制度

I どんな制度

災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方々の、災害時における避難を地域で支援する制度です。名簿登録の申し込みをしていただき、登録後、区役所から地域の支援組織(町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員など)に名簿を提供します。

支援組織の支援者がご自宅を訪問し、災害が起きた場合の情報伝達や避難支援方法及び必要な支援等について確認をします。

なお、災害時の状況によっては、支援者も被災者となることから、災害時の支援が必ずしも保証されるものではないことを御理解くださるようお願いいたします。

Ⅱ 利用できる方

- 災害時に自力での避難が困難で在宅で生活する障害のある方や高齢者の方
- ・ 支援組織への個人情報の提供に同意する方

Ⅲ費用

無料

Ⅳ 問合せ先

名称	電話番号	FAX 番号
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター	[P83]	22 1
高齢・障害課障害者支援係または精神保健係	[F83]	
川崎市役所健康福祉局総務部危機管理担当	044-200-0784	044-200-3925
川崎市役所危機管理本部危機対策部	044-200-1432	044-200-3972

- ※ 65歳以上の方については、お住まいの区の地域みまもり支援センター高齢・障害課高齢者支援係にお問合せください。
- ※ 災害時緊急連絡カードについては、川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部発行「ふれあいー障害福祉の案内-」の P96 をご覧ください。
- ※ 家具転倒防止金具の取り付け事業については、川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部発行「ふれあいー障害福祉の案内ー」の P96 をご覧ください。

コラム 「風水害に備えましょう」

風水害は、事前に天気予報などで情報を入手しやすい災害です。あらかじめ避難について考えておくことで、いざというときに慌てることなく行動できます。

大切な命を守るために、普段からご家庭で話し合ってみましょう。

1 災害のリスクを確認しましょう

まずは、自宅のリスクをハザードマップで確認してみましょう。安全が確保できる場合は、自宅 にとどまることも選択肢の一つです。

ハザードマップは区役所などで配布している他、川崎市ホームページでもご覧いただけます。 (https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html)



2 避難先や、避難行動を事前に考えてみましょう

天気予報などの情報をもとに、災害が発生するまでの時間を活用して行動することが大切です。 避難行動を考える際には、「マイタイムライン」というツールが有効です。マイタイムラインと は、大雨や台風などの風水害にそなえて、一人ひとりの家族や生活の状況に合わせた避難行動を考 えておくものです。

「いつ」、「誰が」、「何をするか」をスケジュールにまとめておくことで、いざという時にあわてずに行動をとる助けになります。

普段からご家族や支援者の方などで話し合い、次頁の例を参考にマイタイムラインに記入してみましょう。なお、マイタイムラインは川崎市ホームページでダウンロードいただけます。

(https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000117993.html)

3 避難所に避難する場合は?

避難所では、受付での検温・消毒や健康状態に配慮した上でのスペース分けなど、感染リスクの 軽減に努めます。障害者・高齢者の方など配慮が必要な方のスペースも開設しますので、必要なと きは迷わず避難所に避難してください。

4 問合せ先

名称	電話番号	FAX 番号
川崎市役所健康福祉局総務部危機管理担当	044-200-0784	044-200-3925
川崎市役所危機管理本部危機管理部	044-200-2893	044-200-3972

